

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和8(2026)年3月4日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「本年度最後の月がスタートし、3月2日には定期人事異動の内示もあったところ、職員それぞれの心情に変化が生じ、組織内の空気も変わるものと思う。幹部の方々には、業務の引継ぎや身辺整理が滞りなく行われているか、人間関係のトラブルやその前兆はないかなど、職員の人事、業務管理に一層細やかな配慮をしていただき、必要な時には声をかけ、事故等なく新体制に移行してもらいたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 「岩手県警察における次世代育成支援及び女性職員の活躍推進のための行動計画」の策定について

警察本部から、「県警察では、令和3年に『次世代育成支援対策推進法』、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』に基づく『岩手県警察における次世代育成支援及び女性職員の活躍推進のための行動計画』を策定し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍のための施策を推進してきたが、行動計画の期間が令和8年3月31日で終了するため、新たな5か年計画を策定するものである。両法律は、職員のワーク・ライフ・バランスの確立を図る点で内容が一致しており、それぞれの要件を満たし、期間を同一にすれば計画を一体的に策定することが可能とされているため、県警察では両法律の内容を具備した計画を策定している。期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間であり、数値目標や文言等の修正はあるものの内容に大きな変更点はなく、引き続き、休暇取得の促進、超過勤務の縮減、職員の仕事と育児・介護等の両立支援、ハラスメント対策、女性職員の採用及び登用拡大のほか、子育てバリアフリーの促進等に取り組むこととしている。数値目標については、旧行動計画の実績、国の指針等に基づきそれぞれ上方修正しており、新たに超過勤務の項目を追加したものとなるが、超過勤務の追加は『次世代育成支援対策推進法』の改正に伴い令和8年4月1日から数値目標の設定が義務化されたもの、男性職員の育児休業の取得率は『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』の改正に伴い算出方法の統一化が図られた点を踏まえ目標を設定した。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「女性警察官の採用・登用の取組が進み、現在は、女性職員が出産・育児をしながら仕事に従事し、かつ組織が適切に運営される体制、そのための仕組み作りを進める段階にあると思う。引き続き検討を重ねていただきたい。」

○ 次世代に向けた情報発信の在り方検討委員会における決定事項について

警察本部から、「県警察では、小中学生の職場体験や庁舎見学を通じて警察業務や装備資機材を紹介し、警察への理解と関心を高める活動を推進中であるが、厳しさを増す採用情勢や昨今の治安情勢を踏まえ、昨年、岩手の将来を担う世代への情報発信の更なる強化を目的として、各部門の垣根を越えた『次世代に向けた情報発信の在り方検討委員会』を設置したところであり、この度、同委員会において来年度の実施事項を決定した。

初めに、決定事項1『小中学生を対象とした「参加・体験型」の印象に残る庁舎見学』のうち、『アテンドサポーター制度を令和8年度から本実施』であるが、これは、本年度の庁舎見学において、来訪する学校と何らかの共通点をもつ職員にも協力を依頼する取組を試行したところ、生徒、職員双方に好評であったことから、来年度から本実施するものである。次に、『複数の見学コースを設定』であるが、これは、従来の30分コースに加え新たに60分コースを設定し、見学者が選択できるようにするもので、これにより、白バイやパトカーの展示など参加・体験型のメニューを増やすことが可能となる。次に、『見学者の希望等に応じた白バイ・パトカー・装備品等の展示』であるが、これは、本年度非常に好評であった白バイ・パトカー・装備品等の展示の頻度を上げ、併せて、展示物の種類の増加等も図るものである。最後に、『見学スペースの展示物の充実等』であるが、これは、見学スペースにポスターフレームやモニターを整備し、110番映像システムの体験・実演を盛り込むなど、見学内容の充実化を図るものである。この他、交通企画課の協力により小学生に反射材を配布することとしている。

決定事項2『中学生向け職場体験カリキュラムの策定』であるが、これは現在、警務課人事係で警察官採用試験対象者に対するインターンシップを行っているところ、この中学生版を新たに行おうとするものである。内容は、既に実施している鑑識課による指紋採集体験、地域課による職務質問体験、サイバー犯罪対策課によるサイバー捜査体験、警備課による警護体験等のメニューについて、希望に応じこれらを組み合わせて体験してもらうこととしている。また、中学校等への広報についても検討していく。

最後に、今後の方針・検討事項であるが、インターンシップの小学生版である『キッズ・ポリス・アカデミー』の実施、仮称『岩手県警察ミュージアムコーナー』の設置等についても検討を進めていく予定である。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「警察活動への理解、関心を高める取組は、治安維持や、警察官採用活動にもつながるものであり、これから更に重要になると考えている。『キッズ・ポリス・アカデミー』、『岩手県警察ミュージアムコーナー』など様々なアイデアが出され非常に良い取組だと思うので、ぜひ継続し、児童・生徒が楽しみながら警察の活動を知り、警察官を身近に感じられる機会を増やしていただきたい。」

【生活安全部議題】

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正に伴う関係規則の改正について

警察本部から、「改正する規則は、『岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則』である。同規則は、『道路交通法』、『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』、『ストーカー行為等の規制等に関する法律』の各規定に基づき、岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めている。このうち、現行の『ストーカー行為等の規制等に関する法律』、いわゆるストーカー規制法における委任事項については、第17条第1項に『この法律により公安委員会の権限に属する事務を警察本部長等に行わせることができる』旨規定され、『禁止命令等』、『禁止命令等に係る聴聞や緊急禁止命令等に係る意見の聴取』、『禁止命令等の申出をした者への実施結果の通知』、『禁止命令等の有効期間の延長』及び『禁止命令等をするために必要がある場合における報告徴収等』の禁止命令等に係る事務手続について警察本部長に委任し、緊急禁止命令等に係る事務手続について警察署長に委任している。

この度の改正の趣旨であるが、いわゆる『紛失防止タグ』を用いて相手方の所在を把握しようとする事案のほか、探偵業者など第三者から相手方の避難先住居等の情報を得た者がストーカー行為を行う事案が発生している現状を受け、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号）が令和7年12月10日に公布、（一部の規定を除き）同月30日に施行され、同法第5条第6項において、都道府県公安委員会が禁止命令等をしたときは、『申出者から禁止命令等に係る申出を受けた場合以外』においても、速やかに違反行為の相手方に通知をしなければならない旨を規定し、職権により禁止命令等を実施した場合も相手方にその旨を通知することとなった。これは、被害者が加害者からの報復を恐れて禁止命令等の申出をちゅうちょしている場合、警察本部長又は警察署長は職権で禁止命令等を行うことができるとされているところ、これまで、職権により措置した場合は被害者への結果通知は求められていなかったが、改正後は被害者に通知することとされたものである。

次に、改正内容であるが、規則第2条の警察本部長に委任する事項と規則第3条の警察署長に委任する事項について、現行では、法第5条第6項と第7項に係る規定を一項目にまとめ『申出をした者への通知』としているところ、今回の改正で申出の有無にかかわらず禁止命令等の通知を行うこととなったことを受け、同項を細分化し、第5条第6項に係る規定の内容を『禁止命令等に係る違反行為の相手方』、同条第7項に係る規定の内容を『禁止命令等に係る申出をした者への通知』と改める。施行期日は、改正箇所が施行済みであるため公布日とする。」旨の説明があり、決裁した。

○ 通信指令技能検定（初級・上級）の実施結果について

警察本部から、「通信指令技能検定は、初動警察の要である通信指令業務に関する知識及び技能の向上を図り、通信指令を担う人材の育成及び職務執行の強化に資することを目的とし、平成22年から毎年実施しているもので、本年度で16回目の実施となる。本検定の受験資格は、初級が初任補修科修了後1年以上を経過した者、上級が初級取得後2年を経過した者、現に通信指令課で通信指令業務に従事する者、過去に警察本部又は盛岡東署若しくは同西署の通信室で通信指令業務に従事した経験を有する者となる。検定は、両級と

も、一次が択一式問題25問による筆記、二次が想定に基づいて無線指令等を行う実技を行い、合格者は初級検定が受験者122名中71名、上級検定が受験者9名中2名であった。」旨の報告があった。

○ **匿名・流動型外国人犯行グループによる詐欺、偽造有印公文書行使等事件の検挙について**

警察本部から、「本件は、昨年12月11日に行った検挙報告の続報となる。被疑者は、千葉県を拠点としていたベトナム人男性5名で、長期間、不法残留の状態であった。被疑者らは、自動車運転免許証やマイナンバーカードなど他人の身分証明書を大量に入手し、携帯電話契約や口座開設、電子決済アカウントの作出、不正決済を繰り返していたもので、2月25日、詐欺等の事実を特定の上5名を再々逮捕した。被疑者らが他の事件にも関わっている可能性を踏まえ、引き続き捜査を進めることとしている。」旨の報告があった。

【警備部議題】

○ **警察職員の援助要求について**

警察本部から、「天皇皇后両陛下・愛子内親王殿下の『東日本大震災復興状況御視察等』に伴う行幸啓・お成り警衛に万全を期すため、関係する都道府県公安委員会に対し、警察職員の援助要求を行うものである。」旨の説明があり、決裁した。

■個別会議

○ **人身安全少年課**

少年指導委員の委嘱及び委嘱書の交付（伝達）についての説明、決裁

○ **運転免許課**

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ **公安課**

岩手県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則の制定についての説明

○ **監察課**

監察課業務報告

○ **総務課**

公安委員会あて苦情に係る調査結果及び処理結果の通知等についての説明、決裁